

1. 件名：福島第一原子力発電所における運転上の制限の見直しに係る面談

2. 日時：令和2年10月13日（火） 13時30分～14時40分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、澁谷企画調査官、林田管理官補佐、宇野課長補佐、横山係長、高木技術参与、田上係長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

廃炉安全品質室 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○ 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より福島第一原子力発電所における運転上の制限（LC0）の見直しの検討の論点、疑問点などについて資料に基づき以下のとおり説明があった。

➤ 福島第一原子力発電所における発電用原子力移設の運転について

✓東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条には、発電用原子炉施設の運転に関して、LC0など運転員が確認すべき事項を定めることが規定されているが、福島第一原子力発電所における運転はどのようなことを指すのか原子力規制庁の見解を聞きたい

➤ 全面的なLC0の適正化の検討の方向性について

➤ 1～3号機のLC0と関連する措置を講ずべき事項の要求事項について

✓東京電力としては、LC0の設定を見直すにしても措置を講ずべき事項の要求事項に従った形での見直すことが必要であると考えている

○ また、原子力規制庁より令和2年10月5日に実施した「特定原子力施設監視・評価検討会（第84回）に係る面談」において東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して提示を求めた「重要な設備の安全機能が喪失した場合の敷地境界への影響について東京電力として評価しているもの」について、東京電力より使用済燃料プールの冷却水喪失時の使用済燃料への影響評価について資料に基づいて説明があった。

○ 原子力規制庁より、以下についてコメントした。

➤ 運転は、水処理設備、廃棄物の焼却設備など廃炉に係る設備の運転全般を指すものと認識している。一方、それら全てに対してLC0の設定が要求されるわけでは

なく、安全機能が喪失した際の事象進展によるリスクが高いものについて設定の必要があるものと考えている。

- LC0 を見直すにあたり措置を講ずべき事項との関係についての懸念が示されたが、福島第一原子力発電所の現在の状態を踏まえて措置を講ずべき事項の各要求事項に係る解釈を作成することを検討している。
- LC0 の見直し及び措置を講ずべき事項において福島第一原子力発電所の現状を踏まえた解釈を作成する上で、福島第一原子力発電所における現状の各設備等におけるリスクを把握する必要があるため、まずは例えば以下の事項などについて示して欲しい。
 - ✓ SBO が発生した場合の事象進展に係る評価
 - ✓ 各設備等において火災が発生した場合に、火災により放射性物質が飛散することによる敷地境界への影響評価
 - ✓ PCV 内の不活性雰囲気維持に関連して、現在の水素の発生量 PCV 内における滞留している水素の有無などに関する評価

○東京電力より、コメントについて検討の上、対応する旨の回答があった。

6 . 資料

- 1F における LC0 適正化の検討状況について [東京電力]